



# 登録有形文化財

あずきさわ

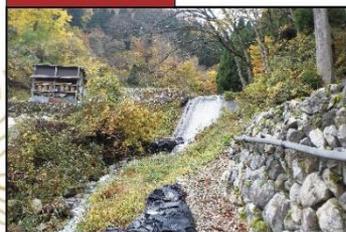
# 小豆沢砂防堰堤

平成31年3月29日 登録

第三号砂防堰堤



第一号砂防堰堤



第二号砂防堰堤



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に砂防施設位置を追記して掲載

神通川(じんづうがわ)水系宮川(みやがわ)流域では、大正3(1914)年に土石流災害が発生し、各所で大きな被害を受けました。これを契機として、大正8(1919)年から昭和5(1930)年にかけて砂防事業が実施され、宮川の支川小豆沢(あずきさわ)で5基の砂防堰堤(えんてい)を建設しました。これらの砂防堰堤群は、現代では再現することが容易でない、石材を全て人力により積み上げられており、建設当時の工法を今日に伝えています。

第一号砂防堰堤は、その最下流部を構成する空石(からいし)積みの堰堤で、神通川水系に設置された最初の砂防施設です。第二号砂防堰堤は第一号の200メートル上流にある空石積みの堰堤で、深山の谷筋に滑滝状の水流をつくりだし、砂防事業の進捗によって回復した植生の中で存在感を示しています。第三号砂防堰堤は第二号の240メートル上流にある空石積みの堰堤で、周辺環境との同化が進み、土砂流出の抑制と植生の回復を目的とした砂防施設の効果を如実に物語っています。

文化庁文化審議会において、これらの砂防堰堤群のうち3基が「登録有形文化財」に答申され、平成31(2019)年3月29日に登録されました。

岐阜県古川土木事務所